

## 建設機械等レンタル基本約款 改定について

2020(令和 2)年 4 月 1 日施行の「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」による民法改正を踏まえ、2020(令和 2)年 11 月 1 日付で建設機械等レンタル基本約款を改定いたしました。約 2 年に渡る見直しの協議を経て、この度ようやく準備が整い、発布させて頂く運びとなりました。

今回の改定については、当協会流通委員会と(一社)日本建設機械施工協会レンタル業部会コンプライアンス分科会との合同ワーキングチームで相互協力の下、作業を行い、この度の改定約款は両協会連名での発布となりました。また、今回の改定約款発布に合わせて、お客様登録カードについても様式並びに裏面記載事項を見直し、リニューアルさせて頂きました。さらに、改正民法に即した新たな様式として「個人保証人擁立時 連帯保証限度額設定様式」を準備すると共に、約款文書と一綴りにする事で基本契約書としても活用頂ける様式として「レンタル基本契約書 巻頭様式」を新たに準備させて頂きました。

建設機械レンタル業の皆様がお客様との契約締結の場面に於いて幅広くご利用頂きますよう、宜しく願い申し上げます。

- ・改定約款の適用日(発布日) 2020(令和 2)年 11 月 1 日

掲載ファイルは、下記の通りです。

[建設機械等レンタル基本約款\(令和 2 年 11 月 1 日改定版\)\(PDF 版\)](#)